

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 米飯提供業者の登録
- 国民健康保険条例変更認可
- 国民健康保険条例制定認可

告示

鳥取県告示第三百四十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定にもとづき次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年八月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 第七二〇号

名 称 鳥取県東部勤労者消費生活協同組合
 営業所在地 鳥取市川端一丁目四八
 業務内容 飲食店

鳥取県告示第三百四十三号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き条例の変更を次のとおり認可した。

昭和三十一年八月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

国民健康保険 認可 条例 認可年月日

岩美郡岩美町 岩美町国民健康保険直営病院条例 昭和三十一年七月二日

西伯郡岸本町 岸本町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料徴収条例 四月二十五日

東伯郡北条町 北条町国民健康保険条例 六月十八日
北条町税条例

